

## 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第34回）開催結果概要

### 1 日時

平成22年3月18日（木）午前10時から午後零時まで

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，井堀利宏，酒巻匡，高口秀章，高橋宏志〔座長〕，  
中尾正信，二島豊太，野間万友美，山本和彦

（事務総局）

菅野雅之審議官，氏本厚司総務局第一課長，本田能久総務局参事官，  
手嶋あさみ民事局第一・三課長，齊藤啓昭刑事局第一・三課長，  
春名茂行政局第二課長，小田正二家庭局第一課長

### 4 進行

#### （1）意見交換

##### ア 本日の進行について

（高橋座長）

- 本日は，前々回の検討会で確認されたとおり，個別の事件類型に特有の長期化要因及び家事事件に関する長期化要因に関する施策について，フリーディスカッションを行いたい。また，前回の検討会で議論した民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策のうち，「専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策」並びに「争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関する要因に対する施策」については，議論の時間を十分にとることができなかったので，併せてこれらの施策についても議論したい。なお，前回同様，議論の時間が相当限られているので，まず，施策の御提案のある委員から，ひととおりまとまった

御提案をいただいた後に、適宜意見交換していただきたい。

## イ 医事関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策について

(秋吉委員)

- 医療事件の患者側には、死因等の真相究明を強く求める方が多いが、そのような要望に対しては、いきなり訴訟に持ち込むのではなく、中立な第三者機関による死因や後遺症の原因究明が行われる方がよい。そこで、このような原因究明制度を確立し、その結果を訴訟においても活用できるような制度とできないか。

また、医療関係のADRについて、事案解明機能を強化したり、保険制度と連携するなど、その活動内容を充実させることができないか。

- 専門委員の選任をスムーズ・機動的に行うため、専門委員をポイント的に任命・選任して機動的に活用するための環境整備等を検討できないか。
- 専門委員の持つ知見をより効果的に訴訟に活用するため、専門委員から、疾患等についての一般的な知見だけでなく、具体的事案に即した専門的知見を述べてもらえるような制度とできないか。
- 鑑定人について、そのステータスを向上させるため、鑑定人としての経験・実績が、医師としてのキャリアパスの中で一定の意味を持つような制度を設けることはできないか。

また、鑑定人の負担を減らし、鑑定の客観性を高めるため、医師個人でなく医療機関に対して鑑定を囑託する制度を積極的に活用するための環境整備ができないか。

- なお、前回積み残しとなった専門的知見を要する事案に関する施策についても付言させていただくと、医事関係訴訟と同様に、ADR機関の活動を充実させた上、その手続の過程において作成された主張整理結果等を訴訟で活用できるような制度の創設、専門委員の利用方法を多様化し、専門委員を活用しやすくする制度や鑑定人にインセンティブを与える制度の導

入、研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備ができないか。

また、専門訴訟に必要な知見やノウハウ等の研究、蓄積を行ったり、受訴裁判所が当事者の主張を的確に理解・判断することを容易にするような一般的知識等を獲得するための仕組みを設ける、又は充実させることはできないか。

さらに、弁護士の専門化を推進するため、弁護士が専門訴訟に対するスキルを獲得するための機会を作り、スキルを有していることを一定の資格化するなど当該スキルを有していることが外部からも分かるような形にする制度を設けることはできないか。

- 同様に、前回積み残しとなった争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関する要因に対する施策としては、態勢に関する施策とも関連するが、経験豊富な裁判長が主導的な役割を果たした上で、比較的時間的余裕のある左陪席に論点の整理をさせたり、紛争の背景事情等、多くの調査をさせるため、合議体による審理をこれまで以上に活用することができないか。

また、先端的で複雑困難な問題を含む事案については、裁判所が、必要に応じて、行政庁や専門家団体から、立法事実や背景事情等に関する意見や情報の収集ができる制度を創設することはできないか。

(中尾委員)

- 患者側の訴訟代理人が、研さんや経験を積んだり、研修及び研究会に参加することで、医療事件に精通することが必要である。また、協力医との間の支援・協力態勢の拡充が不可欠であり、例えば、第3回報告書でも紹介された医療事故情報センターの取組が参考になる。
- 集中部の設置拡大や事件集約化の方向だけを進めるのではなく、集中部が設置されていない裁判所における審理の迅速・充実化に向けた検討も必

要である。また、支部においても本庁への事件集約化を拡大するのではなく、医事関係訴訟の審理が受けられる態勢を維持すべきである。

- 医事関係訴訟について充実した審理を行うために、合議体の拡充等を軸とする全国的な対応態勢を強化すべきである。
- 鑑定の長期化への対応として、地方における鑑定人確保の困難性の解消を目指し、例えば、高裁単位で鑑定人を推薦するシステムを整備・拡充する必要がある。
- 専門委員制度に関する施策を検討するに当たっては、その前提として、この制度の積極面及び消極面の両面からの検討が必要である。例えば、第3回報告書では、医事関係訴訟において専門委員が関与した事件の方が関与しなかった事件より争点整理期間が長期化しているとの指摘がされており、その要因について掘り下げて検証・分析してはどうか。

(二島委員)

- 医事関係訴訟だけでなく、専門的知見を要する事案一般に関わることであるが、当事者は、紛争解決において裁判所の関与を求める傾向が強いため、ADRと裁判所の手続との連携を図るスキームを拡充すれば、ADRの活用が進むのではないか。例えば、事業再生ADR制度における調停との連携の仕組みは、ADRと裁判所の手続との連携を図るスキームを検討する上で参考になるのではないか。
- 特に専門的知見を要する事案や遺産分割事件では、証拠の偏在が問題となることが多い。証拠収集を容易にするために、各種守秘義務の範囲を法律上明確化する必要がある。

(山本委員)

- 裁判の迅速・充実化を図るため、弁護士の専門認定制度を導入してはどうか。特に原告側訴訟代理人については、国民が専門認定に関する情報を見られるようにすることで、弁護士にアクセスしやすくなると思われる。

- 裁判の迅速・充実化にとって集中部の設置は大きな意味があるので、更に拡充することが考えられる。併せて、集中部が設置されていない裁判所でも医事関係訴訟に十分対応できるよう態勢を強化すべきである。
- 診療記録は開示制度の一般化等により患者側が入手しやすくなったが、書面に記録されない情報はなお入手が困難な状況である。前回の検討会でもアメリカにおけるデポジションのような制度の導入を提案したが、これを参考に、医師等に対する陳述録取書の制度を導入すれば、記録化されない情報への患者側のアクセスが容易になるのではないか。
- 鑑定の客観化や鑑定書提出後の反論の応酬に要する期間の短縮化を図るという観点から、複数の鑑定人による鑑定は有効であるが、鑑定人の確保が困難な地方では、実現が難しい。複数鑑定の活用を進めるためにも、鑑定人推薦のためのネットワークを全国的に確立することは有益である。
- 秋吉委員の指摘と同旨であるが、患者の死因等を事故直後に究明することは事案の解明にとって重要であり、以前法案化が検討された医療安全調査委員会のような原因究明システムを構築すべきである。
- なお、専門的知見を要する事案に関する施策についても付言すると、計画審理を充実させるために、現行の制度を再検討することや、ADRの充実及びADRと裁判所との連携強化を図るため、関係官庁を中心として、医療、建築、労働等の各分野ごとに検討を進める必要がある。
- 現状では、先端的で複雑困難な問題を含む事案において、立法事実等が問題となった場合は、当事者間で私的意見書の応酬が繰り返される傾向があるので、裁判所による意見照会制度の導入が必要だと考えている。また、このような事案において裁判官が機動的に調査を依頼できる態勢を、裁判所内部に設けることはできないか。
- 秋吉委員が提案された専門委員に具体的事案に即した専門的知見を述べてもらうことについては、現行の制度でも専門委員の役割の範囲内ではな

いかと考えているが、実務上はどのように運用されているのか。当事者の抵抗があるのか。

(秋吉委員)

- 具体的事案に即した専門的知見を述べてもらうことは、特に医事分野においては、現行制度下では訴訟代理人の理解が得られないと難しい。そのため、専門委員の知見を効果的に活用できず、鑑定の際に新しい争点が明らかになったケースもある。

(秋葉委員)

- 当事者は、専門委員から臨床医のスタンダードに関する説明を聴くことにも抵抗があるのか。

(秋吉委員)

- 御指摘の点についても、特に被告側訴訟代理人の警戒感が強いいため、専門委員に説明を求めるのは困難である。

(手嶋民事局第一課長)

- 専門委員制度に対する見方は、地域によって様々であるが、東京地裁以外の裁判所においても、専門委員から争点である過失自体に関する意見が述べられてしまうのではないかという被告側訴訟代理人の警戒感が強いいため、謙抑的な運用を行っている場合があるようである。

(中尾委員)

- 秋吉委員及び山本委員が指摘された原因究明機関には、どのような機能を担わせることが考えられるか。

(秋吉委員)

- 原因究明機関では、まずは、死因等の原因を究明する役割を果たすことが重要であり、過失の評価についてまで担わせるべきではない。

(山本委員)

- 法案化が検討されていた医療安全調査委員会では、遺体を解剖して死因

を究明し、その結果を民事訴訟やADRで利用することが構想されていた。

(酒巻委員)

- ADRの活用は、裁判の迅速化とどのように結びつくのか。

(山本委員)

- ADRを活用することにより、社会に生起する紛争全体の迅速解決が期待できることに加え、ADRと訴訟との連携を強化し、ADRの結果を訴訟で活用できるようにすれば、裁判の迅速化にも寄与する。

(二島委員)

- ADRでは訴訟よりも柔軟な解決策を提示することができ、訴訟になじまない事案が訴訟に持ち込まれずADRで解決されることが期待できる。

(高口委員)

- 訴訟とADRの機能分担を検討し、裁判所が、本来的に訴訟で解決すべき事件の処理に集中できるような方策を取ることは有益ではないか。

(秋吉委員)

- 原因究明制度で作成された資料を訴訟で活用できれば、争点整理期間が短くなるとともに、審理の質も向上し、真相不明のまま終わる事件が減ると思われる。

(井堀委員)

- 専門性を高めることで裁判の充実化は図られると思われるが、情報量が増えることにより、むしろ審理が長期化することも考えられないか。

(菅野審議官)

- 第3回報告書では、集中部の設置による裁判所の専門性の強化が裁判の迅速化に寄与している例を紹介しているが、確かに、訴訟前の手続で作成された膨大な資料を検討するために裁判が長期化するようなことが生じるのは問題なので、そのようなことのないよう、具体的な施策については、慎重に検討していく必要がある。

## ウ 建築関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策について

(秋吉委員)

○ 契約書等の不備のために、交渉経緯等の認定に多大な時間と労力を費やしている現状を改めるため、契約書等の当事者間の合意内容等を証する書面類の作成を義務化できないか。

○ 医事関係訴訟と同様に、鑑定人のステータスを向上させるため、鑑定人としての経験・実績が裁判外でも評価を受けることができる制度を設けることはできないか。

また、鑑定人の負担を軽減するため、設計事務所や研究所に対して鑑定を嘱託する制度を積極的に活用するための環境整備ができないか。

○ 建築物の瑕疵について合理的な紛争解決を行うため、建築物の瑕疵についての保険制度を拡大できないか。さらに、保険制度と連携するADR機関を拡充できないか。

○ 建築関係訴訟において時間と労力を要する損害額の算定を容易にするため、算定基準の作成を検討できないか。

○ 審理を進めるにつれて争点が増加する傾向にある建築関係訴訟において、精密な争点整理を行う正式訴訟の前に、瑕疵の存否等の責任原因及び補修費用等の損害論の両者について、専門家の関与のもと、争点を大づかみにとらえることにより迅速に審理判断をする手続を設けることが考えられないか。

(中尾委員)

○ 紛争の事前防止、早期・妥当な解決促進の観点から、契約書、見積書、設計図書等が作成されないという業界慣行を更に改善する必要がある。もっとも、取引の円滑化の要請もあるので、作成の義務化までは困難であろう。

○ 例えば、家事事件における養育費・婚姻費用の算定表のような、瑕疵損

害額や請負代金額に関する相場指標があれば有益である。これにより和解的解決の促進にも資すると思われる。

- 建築関係訴訟の正式な検証の実施率は低調であるので、例えば、検証結果の記録を簡素化するなどして、正式な検証の実施率を高めることはできないか。

(山本委員)

- 秋吉委員の指摘と同旨であるが、調停・和解の機能を有し、かつ、瑕疵についてある程度概括的な判断を行って当事者から異議が出なければ確定し、異議が出れば訴訟手続に移行する手続を導入できないか。

(本田総務局参事官)

- 本日欠席された仙田委員から、事前に次のような御意見を伺っているので、紹介する。
- 建築関係訴訟は感情的対立によってエスカレートするのが特徴であり、法律的な場以前に心理学的なコンサルタント又はカウンセラーを受け入れるようなシステムが考えられないか。感情的な気持ちを冷静にしながら争点を整理する施策がとられると良いのではないか。
- 建築学会は、裁判所による専門的知見の取得を容易にするため、平成12年に司法支援建築会議を立ち上げ、10年間活動してきたが、これを更に充実させ、各地域の地裁レベルでも裁判所との関係を強化していく方向に位置づけていく必要がある。
- 建築学会において、調停委員、専門委員及び鑑定人等の紛争解決の人的支援態勢の技術レベルを引き上げるため、研修会やテキストの作成等を行った上、常にバージョンアップしていく必要がある。
- 建築関係訴訟の専門弁護士を養成するため、①司法支援建築会議と弁護士会との懇談会を地域レベルでも充実させること、②法科大学院において建築紛争についての講座を設けること、③建築学会で法建築学的な分野を

立ち上げ、建築士と弁護士の両資格を持つプロフェッショナルを更に輩出するシステムを構築することが検討できないか。

(秋葉委員)

- 中尾委員から、契約書等の作成の義務化までは困難であるとの指摘がされたが、例えば、不動産売買においては業者から重要事項が説明されたことが書面化されている。これと同様に、建築業界でも、将来紛争となった際にポイントとなるような事項を中心に書面化することは可能ではないか。

(中尾委員)

- 建築工事は複数の業者によって重層的に契約されているのが通常であり、書面化の負担が重くなれば、業界全体の取引が萎縮するおそれがある。

(二島委員)

- 大手ではともかく、約款の利用が進んでいない零細業者の工事や頻繁に行われる注文建築の追加変更工事では、厳格な書面化を求めることは実情にそぐわない。

(野間委員)

- 業者側のみならず、注文主側においても、将来の紛争に備えて記録を残しておくことが重要であり、この点に関し、原告となり得る国民への啓発活動を推進することが必要ではないか。

(二島委員)

- まったく同感である。アメリカでは、例えば特許の分野において、当事者が研究開発の経緯を記録しておくことが徹底されている。

(高橋座長)

- 中尾委員が指摘された損害額の相場指標は、どのようなイメージか。

(中尾委員)

- 詳細な基準まで作成するのは困難であろうと思われるが、大まかな類型ごとの目安を、建築業界の協力を得て作成することが考えられる。

## エ 知的財産権訴訟に特有の長期化要因に関する施策について

(中尾委員)

- 知的財産権訴訟の東京・大阪両地裁への管轄集中化は、裁判の迅速化に寄与したが、他方で、東京・大阪以外の地域の利用者が最寄りの裁判所に訴えを提起できないなど、裁判を受ける権利の保障の観点からの問題点も指摘されている。裁判の迅速・充実化とは直接関係しないものの、地域司法の充実の観点からすると、専属管轄化の抜本的見直しの検討が将来的な課題としてあるほか、東京・大阪地裁の専門部が定期的に東京・大阪以外の地で裁判を行う巡回裁判制度や、双方当事者が出頭しなくとも弁論準備手続で電話会議等が可能となるような法的・物的整備が必要との意見もある。

(山本委員)

- 知的財産権訴訟は迅速化が進んでおり、基本的には、これ以上施策を検討する必要はないが、当事者双方の合意がある場合にはより迅速にかつ簡易な審理を行う枠組みを作ることも考えられる。

## オ 労働関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策について

(秋吉委員)

- 労働紛争を適切かつ迅速に解決することを可能とするような多角的な紛争解決システムを構築するために、次のような方策を検討できないか。
- 裁判外ADRの紛争解決能力を強化するため、例えば、呼出しに強制力を認めることや手続の主宰者が当事者間の権利関係について一定の判断を示した上で当事者間の合意の形成を図る裁断型ADRなど、裁判外ADRの機能を充実するための制度を設けることが考えられないか。
- 例えば、簡易裁判所の民事訴訟手続において労働局OBや社会保険労務士等を司法委員や調停委員として活用するなど、労働審判以外の手続を充実及び活用するための方策を検討することが必要ではないか。

- 裁判外ADRと裁判所における各手続との機能的な役割分担を検討し、共通認識化した上で、労働局、法テラス、弁護士会等の第一次的に相談を受け、その役割分担に沿って適切な紛争解決手段を教示するシステムを構築できないか。
- また、使用者が保有しているタイムカード等の資料を労働者が入手しやすくする制度、例えば、開示の義務付けなどを設けることはできないか。

(中尾委員)

- 労働関係訴訟の専門部ないし集中部を設置することについては、メリットもあるが、裁判官の判断が硬直化する懸念や人的物的態勢が十分かどうかという観点も考慮した検証・分析も必要である。
- 労働審判の事件数が急増しており、今後も増加傾向が見込まれることから、実施庁における人的物的対応態勢の検証・分析が必要である。また、支部管轄内の住民の裁判を受ける権利の保障の観点から、労働審判の実施支部の拡大を検討すべきではないか。

(二島委員)

- 労働組合が関係する労働事件の中には、労働委員会における救済手続に相当長期間を要しているケースがある。個別労働紛争のうち組合関係の色が強い訴訟では、労働委員会で争われた後に訴訟で争われ、さらに個別労働紛争として訴訟で争われると、全部で8審制になる。労働事件の紛争解決に要する期間全体を短縮化するため、訴訟手続と労働委員会の手続との整合性を検討できないか。

カ 遺産分割事件に特有の長期化要因に関する施策について

(秋吉委員)

- 遺産分割事件では、前提問題や付随問題が絡み合い、かつ、当事者間の対立が根深いため、なかなか本体である遺産分割事件自体の手続に入れなれないことが多い。そこで、遺産分割事件と前提問題・付随問題とを適切に振

り分けるため、前提問題についての関連訴訟の提起を促す制度や遺産分割事件の中で解決することが困難な付随問題を遺産分割事件から切り離す制度を検討できないか。また、遺産分割事件について、弁護士強制制度の導入を検討できないか。

- 被相続人の財産の確定やその評価に時間を要している現状を改めるため、遺産の対象となる物件の特定を容易にする制度や、物件の評価が困難な場合に裁判所が相当な額を認定できる制度を創設できないか。
- 特別受益及び寄与分に関する事実の解明に多大な時間と労力を費やしている現状を改めるため、一定の方式に従っていない限り特別受益の持ち戻しの免除や寄与分を認めない制度を検討できないか。また、特別受益及び寄与分の主張について、一定の要件の下に、職権探知を免除する制度とできないか。
- 相続人の中に手続に参加する意欲がない当事者・所在不明者がいた場合、その意思確認や不在者財産管理人の選任に時間を要している。そこで、これらの者については、例えば一定額の供託など一定の要件の下に、当事者から外れる制度を創設できないか。
- 遺産分割に関して当事者間の感情的な対立なく円滑な承継を図るため、正常な判断ができる段階における遺言を促進し、同時に任意後見制度の社会全体での普及を推進することができないか。

(中尾委員)

- 遺産分割事件は、全体的に迅速化傾向にあり、かつ、その6割以上が調停で解決されている。なお、遺産分割事件の多くは、前提問題や付随問題と一体化し、かつ、当事者間の感情的対立も激しいため、解決や感情沈静化に一定の期間を要することはやむを得ない面もある。
- 遺産の範囲の確定等を容易にするため、調査嘱託の回答義務化など、証拠収集手段を強化する制度的改善が検討できないか。

- 不動産等の遺産の評価のための鑑定手続をより迅速にするための工夫が考えられないか。

(山本委員)

- 家事事件の中でも、遺産分割事件は、通常の民事事件である共有物分割訴訟に近い性格を有しているので、秋吉委員が指摘されたように、当事者主義的な側面を強めた施策を導入することが考えられる。もっとも、その場合は、併せて当事者の手続保障も整備する必要がある。
- 遺産となる財産や使い込みの有無を把握するため、何らかの形で財産情報を開示する制度の導入が考えられないか。

(中尾委員)

- 遺産分割事件の当事者は、遺産分割事件と併せてその前提問題や付随問題も一体的に解決することを希望する傾向があり、かつ、ドライに割り切れない感情も絡んでいるため、裁判所は、このような当事者の希望を踏まえ、後見的な審理を行った上で、当事者が納得できる解決を図ることが重要である。

(高橋座長)

- 遺産分割事件において、特別受益や寄与分に関する事実の審理はどのように行われているのか。

(小田家庭局第一課長)

- 職権探知主義ではあるが、裁判所には当事者間の事情が分からないため、基本的には、最も事実を知る当事者が提出した証拠や資料に基づいて審理されているのが現在の運用である。

(菅野審議官)

- 遺産分割事件においては、前提問題や付随問題も一体的に解決しようとして、多大な時間と労力がかけられる場合がある一方で、審理が長期に及ぶほど、本来救済が図られるべき経済的に苦しい当事者に不利に働くとい

う事情もあるため、遺産分割事件に関する施策を検討するに当たっては、  
こういった具体的な実情を踏まえて検討する必要があると思われる。

(高橋座長)

- 遺産分割事件に特有の長期化要因に関する施策については、別の機会に  
更に検討を行うこととしたい。

キ 裁判員裁判の実施状況について

齊藤刑事局第一課長から、裁判員裁判の実施状況についての報告がされた。

(高橋座長)

- 第4回報告書では、いつの時点までのデータを分析することが可能か。

(齊藤刑事局第一課長)

- 平成22年までのデータを分析することが可能である。

(2) 今後の予定について

次回以降の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第35回 平成22年6月18日(金) 午前10時から

第36回 同年7月23日(金) 午後3時から

(以上)